

富士市内に事業所のある中小企業等事業主の皆様へ



## 人材アシストU-30

富士市中小企業等奨学金返還支援補助金

従業員1人につき

最大

10万円

50万円

最大

1事業所あたり

補助します!

詳しくは、  
市ウェブサイトを  
ご覧ください。

若手従業員の確保・定着のため、  
奨学金返還の手当等を支給した場合、  
市が9割補助します。

富士市人材アシストU-30



お問い合わせ

富士市役所 産業交流部 商業労政課

☎0545-55-2778

✉sy-syougyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

# 奨学金返還の手当等を従業員に支給している事業所を支援します。

若手従業員の確保・定着のため、奨学金返還の手当等を支給した場合、市が9割補助します。



## 対象となる事業者

### 【次の①～④の全てに該当する事業者】

- ① 中小企業基本法に定める中小企業者・小規模企業者、社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)、医療法人、特定非営利活動法人、幼稚園又は認定こども園を設置する学校法人のいずれかに該当すること(※)
- ② 就業規則などに、奨学金の返還支援制度を定め、実施していること(中小企業等が当該奨学金の返還額の一部又は全部を奨学金貸与機関に直接送金することにより支援することも含む)
- ③ 市内に事業所があること
- ④ 市税を完納していること

※その他の法人格の場合には、ご相談ください

## 補助対象従業員

### 【対象事業者の事業所に勤務し、次の①～⑤の全てに該当する方】

- ① 富士市民であること
- ② 正規雇用者のうち期間の定めがなく雇用されていること
- ③ 過去に奨学金を受給し、現在返還義務があること
- ④ 30歳未満であること
- ⑤ 事業者が実施する奨学金の返還支援制度の対象者であること

## 留意事項

- ① 新規の交付申請は、12月末までに行ってください。予算の上限に達した場合には、補助金を支給することができない場合があります。
- ② 2年目以降についても、当該年度における初回の手当等支給日(奨学金貸与機関に直接送金する場合は、直接送金による支援の実施を決定した月の月末)までに、毎年交付申請してください。

## 補助金額

補助金の交付を受けようとする年度において、事業者が手当等として支給した額の9割(1人当たり上限年間10万円)を市が補助する。ただし、1つの事業者につき年間50万円まで。

## モデルケース(参考)

	事業者の支給額	市の補助額	事業者の 実質負担額
ケース1	6万円	5.4万円	0.6万円
ケース2	10万円	9万円	1万円
ケース3	12万円	10万円	2万円

※従業員1人当たりの場合

## 申請方法

市ウェブサイトから、申請書類をダウンロードし、資料を添えて、富士市産業交流部商業労政課までご提出ください。

また、詳しい制度内容や申請方法など、ご相談を随時受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。